

モータースポーツ審議会規定一部改正

＜新旧対照表＞

※下線部分：変更箇所

改正後	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 構成</p> <p>1. 審議会は、定員<u>27</u>名以内とし、下記の委員により構成し、座長および座長代理1名を置く。</p> <p>1) 学識経験者：15名以内</p> <p>2) モータースポーツ専門部会長：<u>12</u>名</p> <p>2. 委員は、J A F 会長が J A F 理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3. 座長および座長代理は、J A F 会長が委員の中から指名する。</p> <p>第3条 任期および年齢制限</p> <p>1. 座長、座長代理および委員の任期は1年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。</p> <p>2. 座長、座長代理および委員の再任は妨げない。<u>ただし、続けての委員の再任は9回(連続10年)までとする。</u></p> <p>3. 補充による座長、座長代理および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 構成</p> <p>1. 審議会は、定員<u>25</u>名以内とし、下記の委員により構成し、座長および座長代理1名を置く。</p> <p>1) 学識経験者：15名以内</p> <p>2) モータースポーツ専門部会長：<u>10</u>名</p> <p>2. 委員は、J A F 会長が J A F 理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3. 座長および座長代理は、J A F 会長が委員の中から指名する。</p> <p>第3条 任期および年齢制限</p> <p>1. 座長、座長代理および委員の任期は1年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。</p> <p>2. 座長、座長代理および委員の再任は妨げない。</p> <p>3. 補充による座長、座長代理および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。</p>

<p>4. 座長、座長代理および委員は、その就任時または再任時に満75歳以下でなければならない。</p> <p>5. 座長、座長代理または委員が職務にふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、JAF会長は、JAF理事会の承認を得て解任することができる。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>4. 座長、座長代理および委員は、その就任時または再任時に満70歳以下でなければならない。</p> <p>5. 座長、座長代理または委員が職務にふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、JAF会長は、JAF理事会の承認を得て解任することができる。</p> <p>以下 (略)</p>
--	--